

令和 5 年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
032139189	宗像 尚郎	10-37534
	様	
	住所	宛番号
	中区山下町87番地1	196

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。



令和 5 年 5 月 17 日 横浜市長 山中 竹春

問合せ先 横浜市中区役所 市民税担当 電話 045-224-8191
 両側からゆっくりはがしてください。また、濡れている場合は乾かしてからはがしてください。*ご本人以外は開封しないでください。

令和 5 年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	15898857	主たる給与 以外の合計 所得区分	営業等	農業者	不動産	配当	雑	雑	
	給与所得 (所得金額調整控除後)	13948857								
	その他の所得計	0								
総所得金額①			13948857							

所得 控 除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費	798389	配偶者	
	社会保険料	1767144	配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料	63000	基礎	430000
地震保険料	6780	所得控除合計②	3065313	

横浜みどりアップ計画の財源として、市民税均等割4, 400円の方には横浜
 震災対策事業等の財源を確保するため、臨時的に市民税・県民税の均等割を
 寄附金税額控除額は、 191,375円です。

★横浜市では、個人市民税均等割の超過課税として「横浜みどり税」のご負担をお願いし、樹林地